

電気個別要綱

(鈴与のでんき b y C D エナジー)

2022年11月1日実施

株式会社 C D エナジーダイレクト

目 次

本	則	1
1	適 用	1
2	料 金	1
3	割 引	2
4	そ の 他	2
附	則	4
別	表	5

本 則

1 適 用

- (1) この個別要綱の鈴与のでんき b y C D エナジーは, 当社が別途定める電気基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。また, 基本要綱が変更された場合は, 変更後の基本要綱によります。）の従量電灯の適用範囲に該当し, 契約電流が10アンペア, 15アンペア, 20アンペア, 30アンペア, 40アンペア, 50アンペアまたは60アンペアである需要で, お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。
- (2) この個別要綱は, 基本要綱と合わせて適用いたします。

2 料 金

料金は, 基本料金, 電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし, 電力量料金は, 別表 1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は, 別表 1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし, 別表 1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は, 別表 1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は, 1月につき次のとおりといたします。ただし, まったく電気を使用しない場合の基本料金は, 半額といたします。

契約電流 10 アンペア	267 円 66 銭
契約電流 15 アンペア	401 円 49 銭
契約電流 20 アンペア	535 円 32 銭
契約電流 30 アンペア	802 円 98 銭
契約電流 40 アンペア	1,070 円 64 銭
契約電流 50 アンペア	1,338 円 30 銭
契約電流 60 アンペア	1,605 円 96 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19 円 78 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	25 円 47 銭
300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	26 円 38 銭

3 割 引

- (1) ガスセット割（以下「セット割」といいます。）は、次のいずれにも該当するお客さまがセット割の適用を希望され、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

イ 鈴与のでんき b y C D エナジーの需要場所において同一の名義により、当社との間でガス需給契約（以下「対象ガス需給契約」といいます。）を締結していること。

ロ 鈴与のでんき b y C D エナジーの料金と対象ガス需給契約にもとづきお支払いいただく料金とを同一の支払い方法によりお支払いいただくこと。

- (2) セット割の適用を受けるお客さまの料金は、2（料金）に定める料金から2（料金）(1)によって基本料金として算定された金額およびその1月の使用電力量に2（料金）(2)の該当料金を適用して算定された金額それぞれの0.5パーセントに相当する金額を差し引いた金額といたします。
- (3) お客さまがセット割の適用を希望される場合は、当社に申込みをしていただきます。

4 そ の 他

- (1) 当社は、特別の事情がある場合を除き、基本要綱1（適用）(1)の当社が

電磁的方法により提供するサービスにより，基本要綱 20（使用電力量の算定）(5)にもとづく使用電力量の算定の結果のお知らせをするものいたします。

- (2) 当社は，基本要綱 22（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表 3（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものいたします。
- (3) 当社は，販売委託先（当社の電力の販売について当社と販売委託契約等を締結した者をいいます。）と共同して提供するサービスのお申込みをいただいたお客さまについては，名義，需要場所（供給地点特定番号を含みます。），使用電力量，料金その他の需給契約に係る事項ならびにお客さまおよび当該販売委託先のサービス契約に係る事項について，当該販売委託先に情報を提供することおよび当該販売委託先から情報の提供を受けることがあります。
- (4) その他の事項については，基本要綱の従量電灯にかかわる規定によりま

す。

附 則

実施期日

本要綱は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。

別 表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(イ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調 整 単 価} \end{array} = (44,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の 基 準 単 価}}{1,000}$$

(ロ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調 整 単 価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 44,200 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の 基 準 単 価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年の 1 月の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	23 銭 2 厘
-------------	----------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をお客さまにお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の計量日から翌年の4月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の計量日から翌年の4月の計量日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その月の末日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

3 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

(1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(2) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。